

「舞鶴市いじめ調査委員会」によるいじめ調査の実施について

令和5年2月2日（木）に開催した「舞鶴市いじめから子どもを守る会議」において、本市で発生したいじめ事象について、いじめ重大事態として調査委員会を下記により設置することを決定し、同日第1回調査委員会を開催いたしましたので報告いたします。

1. 調査委員会の名称 舞鶴市いじめ調査委員会
2. 調査目的 市内小学校で発生したいじめ事象について当該事案の事実関係を明らかにするとともに、事案への対処、再発防止に資することを目的とする。
(根拠法令) いじめ防止推進法第28条第1項

3. 調査委員会委員

役職	氏名	職業又は役職等
委員長	塚本 英伸	弁護士（京都弁護士会）
副委員長	荒井 久美子	臨床心理士 （一般社団法人京都府臨床心理士会）
	仙田 富久	社会福祉士 （一般社団法人京都社会福祉士会）
	神月 紀輔	学識経験者 （京都ノートルダム女子大学教授）

4. 今後の調査について
 - ・学校に当該事象への学校の対応や関係児童に係る資料の提供を求める。
 - ・その上で、調査対象を特定し、早期に委員による聞き取り調査を実施する。

